公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書

令和５年４月

公益財団法人畜産近代化リース協会



THE JAPAN ASSOCIATION OF PROMOTION AND LEASING FOR ANIMAL PRODUCTION

【編集参考】

公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書

目　　　次

[第１章　総　則](#第１章)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

[第２章　業　務](#第２章)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

[第１節　貸付け](#第１節)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

[第２節　助成](#第２節)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

[第３節　調査研究](#第３節)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

[第３章　雑　則](#第３章)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書

制定：昭和50年 8月 4日

最終変更：令和5年2月27日

第１章　総則

（目的）

第１条　この業務方法書は、公益財団法人畜産近代化リース協会定款第5条の規定に基づき、公益財団法人畜産近代化リース協会（以下「協会」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第２条　協会は、畜産の振興及び畜産物の安定供給の確保並びに地方競馬の振興及び地域社会の健全な発展に資することを目的として、国及び都道府県の畜産振興に関する方針又は施策並びに地方競馬主催者の地方競馬に関する施策との整合性に留意しつつ、関係機関との緊密な連絡のもとに、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

第２章　業務

第１節　貸付け

（対象施設の範囲）

第３条　貸付けの対象となる機械・施設等は、飼料の生産利用、家畜家きんの飼養管理、家畜畜産物の流通その他の畜産の振興のために必要な機械・施設等、乗馬の普及のために必要な器具・機械及び施設並びに地方競馬の用に供する機械等とする。

２　前項の規定により貸付けされる機械・施設等（以下「貸付施設」という。）の種類は、理事長が別に定める。

３　貸付施設は、新品であることを原則とする。ただし、理事長が別に定める種類の中古の機械・施設等であって、理事長が別に定める要件に適合するものは、貸し付けることができるものとする。

（貸付けの相手方）

第４条　協会が貸付施設の貸付けを行う相手方（以下「借受者」という。）は、次に掲げる者とし、貸付施設の種類ごとに理事長が別に定めるものとする。

　(1) 農業者をもって構成する法人

　(2) 地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は農業者をもって構成する法人が出資者又は構成員となっている法人

　(3) 畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人又は一般財団法人

　(4) 畜産に関する事業を営む者を構成員とする中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

　(5) 公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会

　(6) 地方競馬主催者その他の地方競馬に関する事業を実施する者であって、理事長が別に定めるもの

　(7) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める者

（貸付期間）

第５条　貸付施設の貸付期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条第1項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）の100分の70（法定耐用年数が10年以上の貸付施設については、100分の60）に相当する年数（1年未満の端数は、切り捨てる。）から法定耐用年数の100分の120に相当する年数（1年未満の端数は、切り上げる。）までの範囲内で、理事長が別に定める。

２　前項の規定にかかわらず、中古の貸付施設に係る貸付期間は、理事長が別に定める。

（貸付料）

第６条　協会は、借受者から貸付料を徴するものとする。

２　前項の貸付料は、次に掲げる基本貸付料、消費税相当額（消費税及び地方消費税の合計額に相当する額をいう。以下同じ。）及び附加貸付料とする。

　(1) 基本貸付料

　　　貸付施設の取得価額（取得に要した価額から消費税相当額を控除して得た額とする。以下同じ。）から理事長が別に定める譲渡価額（以下「譲渡価額」という。）を控除して得た額を、貸付期間の年数で除して得た額をその年額とする。

　(2) 消費税相当額

　　　基本貸付料の額に対応する消費税相当額とする。

　(3) 附加貸付料

協会は、貸付事業の実施のために必要な経費に充てるため、附加貸付料を徴収することができるものとし、附加貸付料の額等については、理事長が別に定める。

３　借受者は、毎年度上半期にあっては9月末日までに、下半期にあっては3月末日までに、前項第1号の規定により算定される基本貸付料の年額及びこれに対応する消費税相当額をそれぞれ12で除して得た額に当該2半期中の借受月数を乗じて得た額の合計額を協会に支払うものとし、附加貸付料が徴収されるものについては、前項第3号の規定に基づき理事長が別に定める附加貸付料の額を加えて支払うものとする。

（再貸付け）

第７条　貸付施設が借受者の直接又は間接の構成員（これに準ずるものとして理事長が特に認める者を含む。以下同じ。）が使用するものである場合は、借受者はこれら構成員に対し貸付施設を直接又は間接に再貸付契約に基づき再貸付けすることができるものとする。

（再貸付料についての協会の措置）

第８条　協会は、貸付施設の貸付けを行うに当たっては、その貸付けに係る契約等において、借受者が前条の規定による当該貸付施設の再貸付けを受ける者から徴収する料金の額が、第6条の貸付料の額と比較し、適正な水準を超えないように措置するものとする。

（公租公課等の負担）

第９条　貸付施設に対する固定資産税その他公租公課及び損害保険料は、すべて借受者が負担するものとする。ただし、再貸付けの場合にあっては、最終借受者の負担とすることができるものとする。

２　協会は、貸付施設について協会を保険金受取人とする損害保険を付し、借受者から保険料を徴するものとする。ただし、理事長が別に指定する貸付施設については、借受者（再貸付けの場合にあっては、最終借受者）が損害保険を付するなど協会の債権保全が担保できる措置により、これに代えることができる。

（違約金）

第１０条　協会は、借受者が貸付料その他協会に対し負担する債務につき、その支払を怠ったときは、当該債務につき支払期日の翌日から支払当日まで国税に係る延滞税に適用されている割合で算定した違約金を徴収するものとする。ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めるときは、違約金の全部又は一部を免除することがある。

（貸付期間終了後の施設の譲渡）

第１１条　協会は、すべての貸付料が納付され貸付期間が終了したときは、当該貸付施設を借受者に譲渡価額にこれに対応する消費税相当額を加えて得た額（以下「譲渡価額等」という。）で譲渡するものとする。ただし、再貸付けがされている場合には、最終借受者が義務事項を履行している場合に当該施設を最終借受者に借受者への譲渡価額等と同一価額で譲渡することを条件とする。

２　前項の場合の譲渡価額等の納入期限及び譲渡日については、理事長が別に定める。

（貸付施設の維持管理と使用）

第１２条　借受者（再貸付けの場合にあっては、再貸付けを受ける者を含む。第17条、第18条、第24条前段、第25条、第26条及び第28条において同じ。）は、善良なる管理者の注意をもって貸付施設を管理し、又は使用しなければならない。

２　貸付施設の維持管理に必要な経費は、借受者が負担するものとする。ただし、貸付施設を再貸付けとする場合は、借受者は、当該経費を第7条の規定により再貸付けを受ける者の負担とすることができる。

（貸付施設の滅失等）

第１３条　借受者は、貸付施設の使用が著しく困難となった場合又は滅失した場合（以下「滅失等の場合」という。）は、当該貸付施設のその時の第4項の精算額を協会に対し償わなければならない。

２　前項において、天災地変による滅失等の場合、協会は、精算額の支払について猶予の措置を講ずることがある。

３　協会は、事故に係る損害保険金受領額が、次項の精算額と相殺して余剰がある場合は、当該余剰金を借受者（再貸付けの場合にあっては、借受者を通じて最終借受者）に保険金返還金として交付するものとする。

４　精算額は、当該貸付施設の取得価額から既に納入された基本貸付料の額を控除して得た額にこれに対応する消費税相当額を加えて得た額及び滅失等の場合に該当するに至った当該2半期に納付すべき附加貸付料のうち貸付契約解約の日までの日数に係る附加貸付料に相当する額の合計額とする。

（貸付施設の検収）

第１４条　協会が貸付施設を取得する場合における当該貸付施設の検収は、借受者に委任して行うものとする。

２　第7条の規定に基づき再貸付けをする場合には、前項の検収を最終借受者に再委任するものとする。

３　前2項の規定により検収を委任又は再委任された者（以下「検収者」という。）は、理事長が別に定めるところにより検収を行わなければならない。

（検収者に対する措置）

第１５条　検収者が前条第3項の規定に違反したときは、協会は、損害賠償の請求その他必要な措置をとることができる。

（貸付契約解約の禁止）

第１６条　借受者は、締結された貸付契約を解約することができない。ただし、特別の事情があり、理事長がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。この場合、借受者は貸付施設を第13条第4項に定める算定方法により算定された精算額で買いとらなければならない。

（貸付施設の転貸の禁止）

第１７条　借受者は、第7条に基づく再貸付けを除き、貸付施設を他に転貸することはできない。

（貸付施設の目的外使用の禁止）

第１８条　借受者は、貸付施設を貸付けの目的以外の用に供してはならない。ただし、汎用性のある貸付施設を貸付けの目的に支障を生じさせない範囲内で使用する場合は、この限りでない。

（貸付けの申請）

第１９条　乗馬の普及のための馬運車、移動厩舎その他の理事長が必要と認める器具、機械及び施設（以下「乗馬施設」という。）及び地方競馬の用に供する機械等（以下「地方競馬用施設」という。）以外の貸付施設の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

　(1) 都道府県畜産主務課室長の意見書

　(2) その他協会が必要と認める書類

２　乗馬施設の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書に、前項第2号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

３　地方競馬用施設の貸付けを受けようとする者は、施設改善整備計画を添付し、かつ、申請者が地方競馬主催者でない場合には地方競馬主催者の意見書を付して、貸付申請書を提出しなければならない。

（貸付けの決定）

第２０条　協会は、前条の申請があったときは、その内容等について審査を行い、貸付けの諾否を決定するものとする。

（貸付契約の締結）

第２１条　協会は、申請者に対して貸付施設を貸し付ける旨の決定をしたときは、借受者と貸付契約を締結するものとする。

２　協会は、第19条の申請を拒否する決定をしたときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

（貸付契約の変更）

第２２条　協会は、必要があるときは、借受者と合意の上、貸付契約を変更することができるものとする。

（貸付契約に係る債務履行の確保等）

第２３条　協会は、貸付契約の締結に当たっては、当該貸付契約に係る債務の履行を確保するために必要な範囲内で担保又は保証を徴することができるものとする。

２　協会は、貸付契約の締結に当たっては、当該貸付契約又は第７条の規定による再貸付契約について、協会又は再貸付けを行う者を保険金受取人とし、債務不履行による損害をてん補する保険を付することができるものとする。

（貸付契約の解約）

第２４条　協会は、借受者が第17条の規定に違反して貸付施設を他に転貸したとき、第18条の規定に違反して貸付施設を目的外の用に使用したとき、その他この業務方法書及び貸付契約書に違反したときは、貸付契約を解約することができるものとする。この場合において、借受者は、当該貸付施設を第13条第4項の規定を準用して算定される精算額で買いとるものとする。

（報告）

第２５条　借受者は、協会の求めに応じて、貸付施設の使用状況及び管理状況を報告しなければならない。

２　借受者は、貸付施設の滅失、一部き損等の事故があったときは、遅滞なく協会にその内容及びとった措置につき報告しなければならない。

（貸付施設の立入検査）

第２６条　協会は、必要と認めたときは貸付施設の設置場所に立ち入り、その維持管理、使用状況等について検査し、又は報告を求めることができるものとする。この場合、借受者は、これに応じ協力しなければならない。

（申請書の経由）

第２７条　貸付施設の貸付けを受けようとする者が貸付申請書を提出する場合は、原則として当該貸付施設の貸付けを受けようとする者の住所地を管轄する都道府県を経由してするものとする。ただし、乗馬施設と地方競馬用施設の貸付けについてはこの限りでない。

（帳簿の備付け）

第２８条　借受者は、貸付施設についての帳簿を備え、当該貸付施設の維持管理につき必要な事項を記帳し、貸付期間終了まで保管しなければならない。

（申請書等の様式）

第２９条　貸付申請書等の様式は、理事長が別に定める。

第２節　助成

（助成の種類）

第３０条　協会は、その目的を達成するために適切な場合には、乗馬の普及又は馬事、畜産の振興を図るために必要な事業を行う者に対し、当該事業に要する経費につき助成することができるものとし、助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の種類は、理事長が別に定めるものとする。

（助成の相手方）

第３１条　助成の相手方は、助成事業の種類ごとに理事長が別に定める。

（助成対象経費）

第３２条　助成の対象となる経費は、助成事業ごとに理事長が別に定める。

２　次に掲げる経費については助成の対象としない。

　(1) 現に国、日本中央競馬会、地方競馬全国協会又は独立行政法人農畜産業振興機構が行う補助又は助成の対象となっている経費

　(2) 土地の買収又は賃借に要する経費

　(3) 建物又は構築物の買収又は賃借に要する経費

（助成事業の実施期間）

第３３条　助成の対象となる事業は、毎年4月1日以降に開始し、翌年3月31日までに完了するものとする。ただし、やむを得ない事情があって理事長の承認を受けたときは、この限りでない。

　（助成事業の実施）

第３４条　第30条から前条までに定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第３節　調査研究

（調査研究の実施）

第３５条　協会は、次条に定める調査研究を自ら又は他に委託して行う。

（調査研究の範囲）

第３６条　協会が行う調査研究は、次に掲げる範囲のものであって、原則として直接実用化を目的とする調査研究とする。

　(1) 畜産に関する技術の改良又は新技術の開発に関する調査研究

　(2) 馬事関連技術の改善向上に関する調査研究

　(3) 協会の貸付事業に附帯する調査研究

　(4) その他畜産及び馬事に関し協会が必要と認める事項

（調査研究委員会）

第３７条　調査研究事業を効率的かつ効果的に推進するため、必要に応じ協会に調査研究委員会を置く。

２　調査研究委員会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

３　調査研究委員会は、調査研究の候補課題の選定、調査研究の実施についての助言・指導、実施した調査研究の結果についての評価等を行い、理事長に意見を具申するものとする。

４　調査研究委員会の委員は、畜産又は馬事に関する学識・経験を有する者等の中から理事長が委嘱するものとする。

５　前各項に定めるもののほか、調査研究委員会について必要な事項は、理事長が別に定める。

（実施期間）

第３８条　調査研究の実施期間は、原則として1年間（毎年4月1日から翌年の3月31日まで）とする。ただし、2年以上にわたって実施する必要がある場合は、第2年次以降1年毎に実施期間を延長することがある。

（調査研究の委託）

第３９条　協会が調査研究を委託して実施するに当たっては、原則として公募によって行うこととし、委託に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第３章　雑則

（必要書類）

第４０条　協会は、第２章第１節から第３節までの業務に関して、借受者、助成事業を実施する者又は調査研究の委託を受けて実施する者に、この業務方法書に定める書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（地方競馬用施設貸付事業に補助金が交付される場合の特例）

第４０条の２　貸付施設（地方競馬用施設に限る。）の取得に地方競馬全国協会から交付される補助金（助成金その他の名称の給付金であって、相当の反対給付がないものを含む。以下本条において同じ。）を充当する場合の当該補助金に係る貸付施設の貸付料、貸付期間終了後の譲渡の価額及び滅失等の場合の精算額については、第6条第2項第1号中「譲渡価額」とあるのは「当該貸付施設の取得に充当した地方競馬全国協会からの補助金の額（消費税相当額を控除して得た額とする。）及び取得価額から当該補助金の額を控除して得た額（以下「補助残取得価額」という。）に対する譲渡価額を合計して得た額」と、第13条第4項中「取得価額」とあるのは「補助残取得価額」とする。

　（細則の制定）

第４１条　この業務方法書により委任された事項その他この業務方法書の実施に当たり必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

１　この業務方法書は、昭和50年8月4日から効力を生ずる｡

２　削除

３　当分の間、協会は、貸付施設（乗馬施設及び地方競馬用施設を除く。）の取得に指定支援団体（国、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構から補助を受けて地域の中心的な畜産経営体が必要とする機械・施設等のリース方式による導入を支援する事業を実施する団体であって、理事長が指定するものをいう。）から交付される補助金（助成金その他の名称の給付金であって、相当の反対給付がないものを含む。以下「特定補助金」という。）相当額を充当することがあるものとし、この場合においては、特定補助金に係る貸付施設の貸付料につき第６条第２項第１号中「譲渡価額」とあるのは「当該貸付施設の取得に充当した特定補助金（附則第３項に規定する特定補助金をいう。）相当額（消費税相当額を控除して得た額とする。以下同じ。）及び取得価額から当該特定補助金相当額を控除して得た額に対する譲渡価額を合計して得た額」とするほか、特定補助金に係る貸付施設の貸付期間終了後の譲渡の価額、特定補助金に係る貸付施設の滅失等の場合の精算額その他の所要事項につき理事長がこの業務方法書の特例を定めることができるものとする。

４　当分の間、協会は、貸付施設（乗馬施設及び地方競馬用施設を除く。）の導入につき畜産経営体の労働負担の軽減・省力化又は飼養管理技術の高度化を図るための補助金（助成金その他の名称の負担金であって、相当の反対給付のないものを含む。）（国、地方公共団体若しくは独立行政法人農畜産業振興機構又はこれらの者から補助を受けて事業を実施する者から交付されるものに限る。）を受けた者が借受者となる場合には、当該借受者から、貸付料のほか、当該補助金に相当する額及びその額に対応する消費税相当額の合計額を導入促進負担金として徴することができるものとし、その納入方法その他必要な事項については理事長が別に定める。

５　前項の場合においては、導入促進負担金に係る貸付施設の貸付料につき第６条第２項第１号中「譲渡価額」とあるのは「当該貸付施設に係る導入促進負担金の額（消費税相当額を控除して得た額とする。以下同じ。）及び取得価額から当該導入促進負担金の額を控除して得た額に対する譲渡価額を合計して得た額」とするほか、導入促進負担金に係る貸付施設の貸付期間終了後の譲渡の価額、導入促進負担金に係る貸付施設の滅失等の場合の精算額その他の所要事項につき理事長がこの業務方法書の特例を定めることができるものとする。

附　則

１　この業務方法書は、昭和51年12月17日から効力を生ずる。ただし、草地管理用機械の貸付け、乗馬施設助成及び乗用馬の購入助成については、昭和52年度より適用する。

２　昭和51年度事業として、第19条の規定により乗馬施設の貸付けを受けようとする者が提出すべき申請書の提出期日については、同条の「前年度の12月末日」とあるのは「協会が別に定める日」とする。

附　則

　この業務方法書の変更は、畜産局長の承認のあった日（昭和53年4月7日）から施行し、昭和53年3月31日から適用する。

附　則

　　この業務方法書の変更は、畜産局長の承認のあった日（昭和53年9月18日）から施行し、昭和53年7月5日から適用する。

附　則

　この業務方法書の変更は、畜産局長の承認のあった日（昭和55年6月5日）から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附　則

　この業務方法書の変更は、畜産局長の承認のあった日（昭和57年4月19日）から施行し、昭和57年4月1日から適用する。ただし、昭和57年度事業に係る申請については、第19条第1項中「前年度の2月末日」とあるのは、「当該年度の6月10日」とする。

附　則

　　この業務方法書の変更は、畜産局長の承認のあった日（昭和58年12月6日）から施行し、変更後の第15条、第15条の2及び第22条の2の規定は、昭和59年4月1日以降に締結する貸付契約に係る貸付けから適用する。

附　則

　この業務方法書の変更は、畜産局長の承認のあった日（昭和60年12月23日）から施行する。

附　則

　この業務方法書の変更は、畜産局長の承認のあった日（昭和62年4月1日）から施行し、変更後の規定は、昭和62年4月1日以降に締結する貸付契約に係る貸付けから適用する。

附　則

１　この業務方法書は、畜産局長の承認のあった日（平成元年5月26日）から施行し、変更後の規定は、平成元年4月1日以降に締結する貸付契約に係る貸付けから適用する。

２　消費税法（昭和63年法律第108号）の施行日（昭和63年12月30日）前に締結された貸付契約に基づき、同法の適用日（平成元年4月1日）前から引き続き貸付けが実施されているものの基本貸付料に係るものについては、なお従前の例による。

附　則

　この業務方法書の変更は、畜産局長の承認のあった日（平成2年5月18日）から施行し、変更後の規定は平成2年4月1日から適用する。

附　則

　　この業務方法書の変更は、畜産局長の承認のあった日（平成3年5月17日）から施行し、変更後の規定は平成3年4月1日から適用する。

附　則

　この業務方法書の変更は、畜産局長の承認のあった日（平成3年11月25日）から施行する。

附　則

　この業務方法書の変更は、畜産局長の承認のあった日（平成4年4月22日）から施行し、変更後の規定は平成4年4月1日以降に締結する貸付契約に係る貸付けから適用する。

附　則

　この業務方法書の変更は、畜産局長の承認のあった日（平成8年4月1日）から施行する。

附　則

１　この業務方法書の変更は、畜産局長の承認のあった日（平成9年3月26日）から施行し、変更後の規定は平成9年4月1日から適用する。

２　消費税法（昭和63年法律第 108号）の指定日（平成8年10月1日）の前日までに締結した資産の貸付契約に基づき、適用日（平成9年4月1日）前から適用日以後引き続き貸付けが実施されているものの基本貸付料に係る消費税率については、なお従前の例による。

附　則

　　この業務方法書の変更は、農林水産大臣の承認のあった日（平成13年4月27日）から施行する。ただし、「畜産局長」を「生産局長」に改める部分については、平成13年1月6日から適用する。

附　則

　この業務方法書の変更は、農林水産大臣の承認のあった日（平成16年2月24日）から施行する。

　　附　則

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の承認のあった日（平成22年4月16日）から施行し、変更後の規定は、平成22年4月1日以降に締結する貸付契約に係る貸付けから適用する。

　　附　則

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の承認のあった日（平成23年5月16日）から施行する。

　　　附　則

１　この業務方法書の変更は、理事会の承認のあった日（平成25年4月10日）から施行する。

２　この業務方法書の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に締結された貸付契約、施行日前に助成金が交付された助成事業及び施行日前に委託された調査研究に係る事項については、変更前の業務方法書の規定の例によるものとする。

　　　附　則

この業務方法書の変更は、理事会の承認のあった日（平成27年3月11日）から施行する。

　　　附　則

この業務方法書の変更は、平成28年4月1日から施行する。

附　則

この業務方法書の変更は、平成29年4月1日から施行する。

　　附　則

この業務方法書の変更は、理事会の承認のあった日（平成29年9月27日）から施行する。

　　附　則

この業務方法書の変更は、理事会の承認のあった日（平成30年3月9日）から施行する。

　　　附　則

１　この業務方法書の変更は、理事会の承認のあった日（令和４年３月２日）から施行し、変更後の規定は、同年４月１日以降に貸付けの実行が行われる貸付契約に係る貸付けから適用する。

２　前項の規定にかかわらず、第１０条の改正規定に関しては、施行の日以降に違約金の徴収事由が生じた貸付契約についても改正後の例によるものとする。

　　　附　則

　この業務方法書の変更は、令和５年４月１日から施行する。